

第 5875 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 1月16日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 相続により取得した減価償却資産

**Q**：相続により取得した減価償却資産について、中古資産の見積もりによる使用可能期間に基づく年数を使うことはできますか？

**A**：使用することはできません。

### 【解説】

中古資産を取得して事業の用に供した場合、その資産の耐用年数は、法定耐用年数ではなく、その事業の用に供した時以後の使用可能期間として見積もられる年数によることができます。また、使用可能期間の見積りが困難であるときは、次の簡便法により算定した年数によることができます。

#### ①法定耐用年数の全部を経過した資産

その法定耐用年数の20%に相当する年数

#### ②法定耐用年数の一部を経過した資産

その法定耐用年数から経過した年数を差し引いた年数に経過年数の20%に相当する年数を加えた年数

※算出した年数に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、その年数が2年に満たない場合は2年となります。

ところで、相続等により取得した資産が減価償却資産である場合は、その資産を取得した者が引き続き所有していたものとみなすこととされています。

したがって、相続等により取得した資産については、中古資産の見積もりによる使用可能期間に基づく年数を使うことはできません。

